

補助対象経費（地域団体分）

| 経費区分 | | 補助事業の対象となる経費 |
|----------|-------|---|
| 賃金 | | 対象団体の構成員に対するものは対象外とする。 |
| 報償費 | | 講演会等に係る講師への報償費は、1回につき3万円を上限とし、複数回行う場合は合計10万円までを対象とする。ただし、対象団体の構成員に対するものは対象外とする。 |
| 旅費 | | 講演会等に係る講師旅費（飲食に係るものを除く。）は、実際に要した金額の範囲内について対象とする。ただし、対象団体の構成員に対するものは対象外とする。 |
| 需用費 | 消耗品費 | 紙、プリンタインク、文具、写真代等の消耗品 |
| | 燃料費 | 事業実施に必要な機械器具等の燃料代 |
| | 食糧費 | 懇親会及び対象団体の構成員に対するものは対象外とする。 |
| | 印刷製本費 | チラシ・パンフレットの作成に係る印刷費（デザイン・レイアウトを含めた外部発注費用等を含む。）コピー代等 |
| | 修繕費 | 対象団体の施設及び既存の備品の修繕等に係る経費は対象外とする。 |
| 役務費 | 通信運搬費 | 切手代その他の郵送料。ただし、電話、FAX、インターネット等の通信料は対象外とする。 |
| | 広告料 | チラシ等の新聞折込料、広告掲載費等 |
| | 保険料 | イベント保険、ボランティア保険等 |
| 委託料 | | 作業等を外部に委託する必要が認められないものは対象外とする。 |
| 使用料及び賃借料 | | 会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料又は損料。ただし、対象団体が所有し、又は賃貸する施設に係る使用料は対象外とする。 |
| 原材料費 | | 各種啓発のための資材、調理実習の食材（販売を目的とするものは、対象外）その他事業の実施に必要な資材の購入費 |
| 備品購入費 | | 事業実施の上で必要不可欠なものに限り対象とし、対象団体の通常業務にも使用可能なものは対象外とする。 |

経常的な経費及びこの要綱の趣旨に合致しないと認められる経費は、補助対象経費から除く。